

「広報番号：HA2021-7/2」

広島市議会 議長様

(ご参考) 広島市長 松井一實様 (平和行政ご担当部署様)

(写し) 広島市議会関係者、弊団体関係先、他

広島市平和推進基本条例に関する質問 (公開) 2

令和3年7月吉日

前略

貴市議会におかれては、日々のご活動や、議会議事、条例検討や制定等、特に今年にはコロナ蔓延防止も加わり、市民のための議会としてのご努力に深く感謝を申し上げます。

さて、先月は度重なるご検討や、市民からのパブリックコメントを経て、「広島市平和推進基本条例」が採決され多数の賛成を見ました。

最終的に採択された「条例」を見ると、当初案からの変更で、やや異質なものが組み合わされて、整合性に乏しくなった印象を深くします。

とりあえずの指摘と質問を作成しましたので、ご対応頂きたいお願い致します。

論点は以下の事柄です

前文に「核兵器禁止条約」の追加の結果、第2条の(平和の定義)と、相容れない異質な要素が並存することで、「平和の施策」の方向性が定まらない恐れを感じてしまいました。

条例の検討、修正段階で、両者を調和させる何らかの了解事項があったのかと思いますので、その点を含めてご対応賜りたく存じます。弊検討を以降に記載します。

草々

平和と安全を求める被爆者たちの会

副代表 池中美平 (被爆二世) (文責)

1. 「核兵器禁止条約」は条例第2条(平和の定義)と相容れない

(注)以降での「核禁条約」の条項引用は、特記なき限り日本外務省の暫定的仮訳を使用します。

まず「核禁条約」の条文を見ると、**第17条3の脱退条件に、武力紛争の明示**があります。

＜条約引用＞脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後12箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該12箇月の期間の満了の時に**武力紛争の当事国である場合には**、当該締約国が武力紛争の当事国でなくなるまで、この条約及びこの条約の追加的な議定書の義務に引き続き拘束される。(文責者注:追加的な議定書はまだ確定していないものと思われる)

「核禁条約」が「武力紛争」の存在を前提にしていることが、明文で規定されています。そして、国際条約では「脱退規定」は必須の条項ですが、ここでの「紛争期間中でも、核禁条約の義務を果たせ」との規定は、未批准の核兵器保有国が存在する条件では、脱退を求める紛争当事国が、別の核兵器保有国との同盟関係を否定し規制するものであり、「核禁条約」の粗削りな飛躍を感じますが、とりあえず措きます。(つまり敗北濃厚でも他国核抑止に依存するな、ということで、国家の主権平等を認めた国連憲章とこれをベースにする「核禁条約」前文との矛盾も疑われます)

一方、「広島市平和推進基本条例」(以後、平和条例と略記)には、第2条(平和の定義)に「核兵器が廃絶され、戦争その他の武力紛争のない状態」を平和と規定しています。また「平和条例」前文には「今日、核兵器の廃絶に向けては、核兵器禁止条約の発効など、世界的にその機運は高まっているものの、実現までにはいまだ多くの課題がある。」「核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に努めることを決意」との記載があります。

この意味は

『核兵器の廃絶が「核禁条約」によって実現されれば、「平和条例第2条」に定義する「平和」に至る』との、因果関係が想定されているように思えますので、質問に入ります。

質問1-① 広島市宛ての質問とも重なりますが、ご回答頂きたいお願い致します。

歴史事実はマンハッタン計画での核実験から、核の世界が始まりました。その時は戦争が継続されていました。そして、それ以前の人類歴史には「核兵器の無い」時代でしたが、世界各地で様々な戦争が行われています。ですから、「核兵器の廃絶」と「世界恒久平和」とは、論理的には、次元の異なる別事象だと考えられます。「核兵器のない時代」は1945年7月まで続いて、戦争も頻発していました。では市議会におかれては

「核兵器廃絶」と「恒久平和」は別事象との認識でしょうか？

史実の示す「核兵器が無くて戦争があった」のを前提にすれば、「恒久平和」はどのようなプロセスで達成できるのでしょうか？ ご議論をお知らせ下さい。

質問1-②

平和条例は『『絶対悪』である核兵器』と形容されました。その意味は、香港やウイグルの弾圧やウクライナ及びジョージア等への不法占領、中東の武力衝突、南シナ海での国際法への違反行動(2016年7月に国際仲裁裁判所が中国による南シナ海の”人工島”、”九段線主張”、のすべてを海洋法条約違反だと裁定するも、「紙くずだ」と貶して進攻を拡大続行中)、日本領土への進攻、などの

世界的に広がっている核兵器に依らない“非平和的状况”に「目を瞑る」のでしょうか？

様々な「悪」が我が国周辺のみならず、世界各地で「新しい覇権」拡大の形で進行している現状において、「核兵器」だけを「絶対悪」として特別視することで、他の紛争危機を矮小化するの可否かの、ご回答をお願い致します。

2. 「核兵器禁止条約」は“正当な武力紛争”を認めている。

国際法(特に国際人道法)では正当な武力紛争が認められています。そうでなければ、非道な事態から人々が脱出することができないからです。「核禁条約」はその国際法を根源として、「核兵器を使用した場合は武力紛争において例外なく、国際法の要請する人道上の条件を満たすことが出来ないから、廃絶しかない」とするもので、国際法論理として新しいものではありませんし、核兵器それ自体を違法とする法論理ではありません。ですから、国連憲章に基づく、あるいは国際人道法を基礎にする特定種類の「武力紛争」は排除されません。むしろ、「核禁条約」前文では正当な武力紛争の遂行についての国際人道法論理を掲げています。正当な武力紛争は1970年の「国連総会決議2625号」(友好関係原則宣言)に基づいて、国際人道法に明文化されたものであり、「核禁条約」が否定することの出来ない規定です。つまり、広島市の「平和条例」は「核禁条約」を誤認したことによって、本来異質な「平和の定義」と結合されてしまった誤謬があった、と見做す他ありません。まず質問を行います。その後で、「核禁条約」の言及する国際人道法の条文を示してご説明します。

質問2-①

「広島市平和推進基本条例」の第2条(平和の定義)は、見通し得ない将来の「願望」を成文化したものですか？それとも、実現に至る具体的プロセスを見通された上で定義された条文ですか？もし前者なら、現行の国際人道法等に明記されている武力紛争が“消滅”して行くであろう想定ストーリーをお知らせ下さい。もし後者なら、現在発生している個々の、武力を含む紛争に対して、どのような役割を担って「紛争のない状態」を実現するのかの具体的方策をお知らせ下さい。ご回答をお願いします。

※「平和条例」への「核禁条約」記述導入が、国際人道法の誤解に基づくのであれば、削除されることも推奨します。

本件へのご回答への一助になれば幸いです、以降では、関係国際法の記述を致します。ご覧頂けることを期待します。

3. 「核禁条約」の前文にある、国際人道法との関係性の説明記述

——説明の前に検討記述——

「核禁条約」の全20条のうち、手続き事項を除く条項は、現行の安全保障の代替策としての強制力が無いために、また、「核兵器の廃棄手順」が核技術から見たときに、網羅され尽くしていないこと等から、元々核兵器と無関係の国（現在の55ヶ国のような事例）以外には、批准する動因に乏しいものと思われます。我が国にとっては、中国の侵害意図が明確になってきたために、「核禁条約」は日米同盟との関係性に困難を生じさせます。この事情は、広島市に対して質問を致しました。

「核禁条約」が安全保障の影響力の強い国（特に核兵器国）において批准されない場合は、もう一つの基準があります。それは、

1996年の「国際司法裁判所」による、核兵器又は核兵器使用に関する勧告的意見

です。ほぼ、「核禁条約」も依拠する国際（人道）法に則した「意見」の中で、異色なのは以下の意見でした。

／核兵器の威嚇または使用は武力紛争に適用される国際法の規則、特に国際人道法上の原則・規則に一般的には違反するであろう。しかし、国際法の現状や裁判所が確認した事実に照らすと、国家の存亡そのものが危険にさらされるような、自衛の極端な状況（extreme circumstance of self-defence）における、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかについて裁判所は最終的な結論を下すことができない（賛成 7 / 反対 7）→裁判長賛成投票によって、賛成多数／／

この意味する所の「自衛の極端な状況での核兵器使用」は違法とは言えない。と言う評決が、「核禁条約」と捻じれて並存していることは留意すべきです。下世話な表現では「窮鼠猫を噛む時は核兵器でも許される」となるでしょう。尤も、国際人道法で、攻撃相手が戦闘員に限定され、無用な苦痛を与えない、等々の条件は生きていますから、現状の核兵器ではこれを満足させられないと思えます。しかし、最近の中国・ロシアの新型核兵器開発では、「爆発力の非常に小さい」「破壊範囲が極限される」「従って、放射線影響の小さい」核兵器が開発されつつある、との軍事情報もありますから、国際司法裁の許容する“自衛”の核兵器が出来るのかもしれませんが。注視すべきです。

では「核禁条約」の国際人道法との関係を記載致します。

(1) 「核禁条約」が、「核兵器を廃絶する必要性」を求める国際法論拠

「核禁条約」には以下の国際法論拠が前文に明示されています。（共同通信訳より）

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争 (an armed conflict) の当事者 (parties) が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、区別の規則、無差別な攻撃の禁止、攻撃における均衡性及び、予防措置に関する規則、その性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える武器の使用の禁止並びに自然環境の保護

「核禁条約」は、核兵器でなければ、国際法の定める武力紛争の局面でも国際人道法の定める諸規定を守ることが可能だが、核兵器の使用は兵器の性質上、その規定が守れない。だから禁止するのだ、との法論がここに示されています。その根拠法(法源)を以降に詳述します。

(i)「武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではない」の法源

<1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一議定書)>(日本:2004年6月14日、国会批准)

第1節・戦闘の方法及び手段

第35条(基本原則)1. いかなる武力紛争においても、紛争当事国が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではない。

(ii)「区別の規則」「無差別な攻撃の禁止」の法源

<(i)項の同議定書>

第41条(戦闘外にある敵の保護) 戦闘外にあると認められる者又は状況により戦闘外にあると認められるべき者は、攻撃の対象としてはならない。

第48条(基本原則) 紛争当事国は、文民たる住民及び民用物に対する尊重及び保護のため、常に、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを識別することができるようにする。紛争当事国の軍事行動は、軍事目標のみを対象とする。

第51条 4. 無差別攻撃は、禁止する。無差別攻撃とは、次の攻撃であって(中略)軍事目標及び文民又は民用物に区別なしに打撃を与える性質を有するものをいう。(以降の詳細記述略)

(iii)「攻撃における均衡性及び、予防措置に関する規則」の法源

<(1)項の同議定書>

第57条 2(iii) 予期される具体的かつ直接的な軍事利益との比較において、過度に、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらが複合した事態を引き起こすことが予測される攻撃の開始の決定を差し控えること。

(文責者注:「均衡性原則」は、武力紛争時に、文民・民用物・自然環境保護を目的とする原則であって、その条項は国際人道法体系の様々な箇所に記載された条項の総合体として捉えられている。ここに記したのはその一例である)

第57条(攻撃の際の予防措置)1. 軍事行動の実施に当たっては、文民たる住民、文民及び民用物に損害を与えないように不断の注意を払う。

2. 攻撃については次の予防措置をとる。(以下(iii:既述を除く)の詳細記述略)

第58条(攻撃の影響に対する予防措置) 紛争当事国は、可能な限り最大限まで、次のことを行う。(以下、条文の要約)

a. 第4条から49条の適用(内容略)を妨げることなく、支配下の文民・民用物・を軍事目標の近傍から離す。

b. 人口密集地やその近くに軍事目標を設置しない。

c. 支配下の文民・民用物を軍事攻撃の危険から保護するための予防措置

(iv)「過度の傷害又は無用の苦痛を与える武器の使用の禁止」の法源

<(1)項の同議定書>

第 35 条 2. 過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは禁止する。

第 56 条 (危険な威力を内包する工作物及び施設の保護) (内容略)

<特定通常兵器使用禁止条約> (過度に障害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約) (日本: 1984 年 6 月 4 日国会批准)

及びそれに付随する議定書

<議定書 I > (検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書

<議定書 II > (地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書)

<「議定書 III > (焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書)

<議定書 IV > (失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書) の各議定書条項。

(v)「自然環境の保護」の法源

<(1)項の同議定書>

第 35 条 3. 自然環境に対して広範な、長期的なかつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予想される戦闘の方法及び手段を用いることは禁止する。

第 55 条 (自然環境の保護) 1. 戦闘においては、広範な、長期的なかつ深刻な損害から自然環境を保護するため、注意を払う。保護には、自然環境に対してそのような損害を与え、住民の健康若しくは生存を害することを目的とする又は害することが予想される戦闘の方法又は手段の使用禁止を含む。

2. 復讐の方法による自然環境への攻撃は、禁止する。

以上の通り、「核禁条約」は国際人道法と整合するのであって、それは武力紛争事態での当事者の行動規則を規定するものに他ならず、よって「武力紛争の無い状態」を想定していないことは明らかです。尚、法源では「紛争当時国」と称し、「核禁条約」訳では「武力紛争の当事者」と色々なのは、「核禁条約」の法源が <1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約に追加される非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第二議定書)>まで包含することに依るものと理解されます。

(2)「核禁条約」が、武力紛争を肯定している法源

「核禁条約」が武力紛争を否定しない(否定できない)根拠もまた、「法源」として示した(第一議定書)に下記の通り明示されています。

第1条(一般原則及び適用範囲)3. この議定書は、戦争犠牲者の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約を補完するものであり、同諸条約のそれぞれの第2条に共通して規定する事態について適用する。

4. 3に規定する事態は、人民が、国際連合憲章並びに国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言に規定する**自決の権利を行使して、植民地支配及び外国による占領に対し並びに人種差別体制に対し戦う武力紛争**を含む。

先に言及した1970年の「国連総会決議2625号」(友好関係原則宣言)は、紛争の平和的解決を原則にするものであるが、法的拘束力はありませんでした。従って、原則が破られた場合の人民あるいは国家の正当な行為として、武力紛争を戦う権利が、数多く引用した(第一議定書)に明記されたわけです。

これは、オバマ米元大統領が「2009年12月10日：ノーベル賞受賞演説」で言及した「正しい戦争」(Just War)に該当しています。

もし、武力紛争の権利が認められないのならば、「専制と隷従、圧迫と偏狭」から逃れることはできないことになります。認められていても、現在の世界は「外国による占領」「占領に向かう力の行使」「少数民族への圧迫」「経済的手段を通じた主権と自決権の侵害」等の国連の原則に反する行為が世界の各地で起こっています。そして、それは「核兵器」とは無関係に起こっています。

「核禁条約」が度々、武力紛争について、前文でも条文でも言及しているのは、「広島市平和推進基本条例」(平和条例)の言う「平和の定義」を否定しているからであって、それは国際社会の認める「人民の権利」を構成するものだからです。従って、「平和条例」の第2条は、**国連創設以降の現実的国際政治の枠組みや「人民の権利」を、無視するか、「遊離」しているか、「対立」しているかのいずれかであって、国際社会の常識と異なる概念を打ち上げたものです。**

であるから、この「平和条例」に「核禁条約」を導入すること自体が著しく合理性を欠いた、思考の混乱に依るものだと考えます。

「平和条例」に「核禁条約」を導入する市民の意見があったと聞きました。ということは、「核禁条約」の内容への半端な理解のまま、審議段階での国際法である「核禁条約」への十分な検討のないまま、議会が判断を放棄したかの疑念を抱かせるもので、小さな国家を凌ぐ120万人の規模を誇る都市として残念な思いから抜けることが出来ません。

4. 国際社会の採用する「平和構築」の手段について…参考的記述

現行の国際社会の認める、「平和に対する危険」が生じた時にどのようにしてそれを防止し、平和を回復するかについては、大きく3つの分類があります。「核禁条約」もそれを条件に作られているものです。

- (Ⅰ)既に詳述した通り、国際人道法のうちの<1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一議定書)>の(第1条の4)に基づく、正当な武力紛争。
- (Ⅱ)<国際連合憲章(国連憲章)>第51条の「国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合」には、最初の反応として、攻撃を受けた加盟国が「固有の自衛権の行使」として取る武力行使。
- (Ⅲ)国連創設以来一度も実行されたことはありませんが、国連憲章が明記するのは「安全保障理事会(安保理)は、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる」(第42条)、「すべての国際連合加盟国は、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する」(第43条1)、「国際連合が緊急の軍事的措置をとることができるようにするために、加盟国は、合同の国際的強制行動のための国内空軍割り当て部隊を直ちに利用に供することができるように保持しなければならない。」(第45条)、「兵力使用の計画は、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が決定する。」(第46条)、「国際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに当たって、共同して相互援助を与えなければならない」(第49条)

この(Ⅲ)項は、我が国では「国連軍」と呼び習わし、あたかも「白馬の騎士」の如く、我が国の平和を一方向的に守ってもらえる”のだ、と一部で「思い込んできた」存在です。現実には我が国も軍事行動の一翼を担う規定であることを、ここに再確認させていただきました。

国連創設以来、(Ⅲ)が実行されなかったのは、安保理常任理事国間の対立(冷戦当時は「ソ vs 米・英・仏・台」、冷戦後期は「ソ・中 vs 米・英・仏」、現在は「露・中 vs 米・英・仏」)が続いているからでした。現在もそうです。

もし今後、何らかの意識転換があったとして、この5ヶ国が国際の平和に対する一致した行動によって、世界各地の紛争解決に乗り出すとした場合は、直ちに我が国憲法は国連の求める平和目的の共同行動を阻害することになるのを想起する必要があります。国連憲章を含む国際法の体系と、我が国憲法の「平和主義」とは相容れないのが顕在化することでしょう。

我が国の「平和主義」と称するものが、外国間の対立と抗争のお蔭であって、その矛盾が露見しなかったのは、「幸運」だったのか「皮肉」だったのか？

一般的に国際法と国内法(含む憲法)との関係は、<条約法に関するウィーン条約>(日本国：1981年5月25日国会批准)に規定があり、「第26条：効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない。」「第27条：当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない。」と明記されています。

つまり、国際法(締結した国家間条約)は国内法より優位であり、国内法が抵触する場合は、国内法の改正が求められるのです。我が国でも、条約締結の場合は国内法の改正が随時行われてきた戦後歴史があります。「フランス共和国憲法」には、もっと明確な規定があります。「第54条……憲法院が、国際協約に憲法に違反した条項がふくまれることを宣言した場合には、憲法改正の後でなければ、当該国際協約の批准または承認をすることはできない。(1992年6月改正後条文)」とま

で規定されています。そして、国連安保理が憲章 43 条に基づき国際の平和と安全の維持のための軍事行動を行う場合は、各国は憲法上の手続きに従って批准されなければならない、と明記(第 43 条 3)があります。フランスは必要に応じて憲法改正をしてきました。我が国は？

5. 「核禁条約」と「ICAN のノーベル平和賞受賞」に関する、海外報道の一部参考紹介

「フランス・フィガロ」

- 世界の平和、人間同士の愛情、大量破壊兵器のない世界——だれがこの高潔なユートピアに反論できるだろうか。オバマ前大統領でさえ2009年の演説で「核兵器なき世界」を夢見た。だが、すぐに現実によって否定された。

(文責者注)オバマ大統領が「核禁条約」の審議反対に動いたことを示しているのか？

- フランスのように中規模の国にとって、核兵器は不可欠な手段
- 国際的な圧力によって、フランスが核爆弾を手放すことはなかった。

「フランス・ルモンド」

- かなうことのない願い事。
- 国連安全保障理事会の5常任理事国のうち、核の独占を手放そうとする国は一つもない。

「韓国・東亜日報」

- 金正恩の核の火遊びに対する厳重なメッセージと見ることができる。
- 反核平和主義の叫びが、冷厳な国際政治の現実にあぼす影響は限定的にならざるを得ない。

「韓国・ハンギョレ」

- いかなる状況でも北朝鮮の核危機が軍事的衝突に飛び火してはならず、必ず平和的に解決しなければならないという国際社会の希望が込められている。

「米国・ニューヨークタイムズ」

- ノーベル賞委員会は、核兵器禁止条約がたった一つの核兵器も、条約だけでは取り除くことはできないだろうと認めながらも、条約のために動いた団体に平和賞を贈った。
- 現実と理想のはざまの複雑な領域で、平和の擁護者を探すいかなる賞にも論争は必須だ。
- ヘイリー国連大使談「家族のために核のない世界以上に望むものは何もないが、われわれは現実をみている。」
- (米大統領だった)トルーマン氏ら平和賞非受章者が、ICAN を駆り立てた反核運動を無視して新たな世界大戦を防いだ。

(文責者注)レーガン政権時代の欧州反核運動を無視して、パーシング II ミサイルを配備したことが、旧ソ連の攻勢を防いだことを想起